

# 奈良市公報

第86号

令和4年12月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 条 例

月 日	番号	件 名	主 管
11 30	45	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
11 30	46	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
11 30	47	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
11 30	48	奈良市公報号外第27号に掲載	議会総務課

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
11 21	56	奈良市公報号外第27号に掲載	介護福祉課
11 25	57	奈良市公報号外第27号に掲載	文化振興課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
11 16	590	放置自転車等の保管	環境政策課
11 16	591	放置自転車等の保管	環境政策課
11 16	592	放置自転車等の処分	環境政策課
11 18	593	令和5年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領	契約課
11 18	594	令和5・6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領	契約課
11 21	595	農用地利用集積計画の決定	農政課
11 21	596	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
11 22	597	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
11 25	598	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
11 25	599	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
11 25	600	収納事務の委託	納税課
11 25	601	指定納付受託者の指定	納税課
11 25	602	収納事務の委託	納税課
11 25	603	指定納付受託者の指定	納税課
11 29	604	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11 30	605	大和都市計画公園の変更に係る図書の写しの公衆縦覧	都市計画課

11	30	606	放置自転車等の保管	環境政策課
11	30	607	放置自転車等の保管	環境政策課
11	30	608	大和都市計画道路の変更に係る図書の公衆縦覧	JR 新駅周辺整備推進課
<b>訓 令 甲</b>				
月	日	番号	件名	主管
11	29	7	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
<b>監 査</b>				
月	日	番号	件名	
11	24	20	住民監査請求に係る監査結果の公表	
11	29	21	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
<b>公 営 企 業</b>				
月	日	番号	件名	主管
11	18	54	令和5年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領	経営企画課
11	18	55	令和5・6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領	経営企画課
<b>消 防</b>				
月	日	番号	件名	主管
11	18	4	奈良市公報号外第27号に掲載	総務課
<b>教 育 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	主管
11	18	17	定例教育委員会の開催	教育政策課
<b>農 業 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
11	30	14	農業委員会総会の招集	

告

示

**奈良市告示第590号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年11月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年11月10日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年11月16日揭示済）

**奈良市告示第591号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年11月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年11月14日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

## 7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

- ア 移動費 自転車 2,000 円  
原動機付自転車 4,000 円  
イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から14日以内は無料)

## 8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和4年11月16日揭示済)

**奈良市告示第592号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示する。

令和4年11月16日

奈良市長 仲川元庸

## 1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

## 2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

## 3 処分年月日

令和4年11月15日

## 4 処分対象自転車等の移動年月日

令和4年4月7日、同月14日、同月18日及び同月25日

(令和4年11月16日揭示済)

**奈良市告示第593号**

令和5年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

令和4年11月18日

奈良市長 仲川元庸

## 令和5年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5・6年度(令和5年度)において、奈良市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札(見積り)に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札(見積り)に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者(市内に建設業法(昭和24年法律第100号)等に基づく本店及び支店等を有しない者)については、今回は基準年受付となり、令和5・6年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)及び準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、追加年受付となり、令和5年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び令和4年1月に申請されなかった方です。

## 1 入札参加者の資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。  
(2) 奈良市の市・県民税(法人においては法人市民税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税(法人においては法人税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。  
(3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。  
(4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。  
(5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。  
(6) 直近2年分の財務諸表において、次の全てに該当する者でないこと。(市内に建設業法に基づく本店を有する

者)

- ア 貸借対照表の流動資産合計から流動負債合計を差し引いた額がマイナスである者
- イ 貸借対照表の純資産合計がマイナスである者
- ウ 損益計算書の営業利益がマイナスである者
- エ 損益計算書の経常利益がマイナスである者

(7) 次のいずれにも該当しない者

- ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間 令和5年1月4日（水）から令和5年1月25日（水）まで

3 申請方法 郵送での申請をしてください。郵送受付は令和5年1月25日（水）までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票（受付時）及び入札参加資格審査結果通知書（令和5年3月予定）を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。（2通それぞれに切手が必要です。）

※ 同受付票及び通知書（原本）は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。（切手が必要です。）

4 郵送先 〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 契約課 契約係

5 登録有効期間 (1) 市内業者・準市内業者 1年間（令和5年度）  
(2) 市外業者 2年間（令和5・6年度）

6 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

7 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書（写し）は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、総務部契約課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。（項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載）
- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

8 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（令和3

年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者  
 <市内業者> (市内に建設業法に基づく本店を有する者) (各証明書は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第1号様式)
  - ※ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種 (土木一式、建築一式、電気、管、舗装、塗装、防水、造園及び解体) については、最大3業種までの申請となります。
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し) (令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 従業員名簿 (第5号様式)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
- ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)
- ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号 [経營業務の管理責任者証明書] (写し)
- ⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号 (1) 又は (2) [専任技術者一覧表・専任技術者証明書] (写し)
- ⑧ 建設業許可通知書 (写し)、建設業許可証明書 (写し) 又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
- ⑩ 財務諸表 (直近2年分) (写し)
  - ・個人 貸借対照表、損益計算書 (経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第18~19号)
  - ・法人 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書 (経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第15~17号)
- ⑪ 納税証明書 (写し)
  - ・個人 令和3・4年度分の市・県民税及び令和3・4年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
  - ・法人 令和3・4年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において令和4年度分が確定していない場合は、令和2・3年度分) 及び令和3・4年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
- ⑫ 国民健康保険料納付証明書 (写し) (個人業者のみで令和3・4年度分)
- ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ令和3年4月~令和4年8月分)
- ⑭ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑮ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑰ 誓約書
- ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 官公需適格組合 (事業協同組合の場合) については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿 (組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの) 及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者> (市内に建設業法に基づく支店等を有する者) (各証明書は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第2号様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し) (令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)

- ⑤ 営業所一覧表（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
- ⑥ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑧ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
  - ・個人 令和3・4年度分の市・県民税及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
  - ・法人 令和3・4年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和4年度分が確定していない場合は、令和2・3年度分）及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和3年4月～令和4年8月分）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑭ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑮ 誓約書
- ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）（各証明書は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
  - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
  - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
  - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
  - ⑤ 営業所一覧表（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
  - ⑥ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
  - ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
  - ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
  - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
  - ⑩ 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
    - ・個人 （その3）又は（その3の2）様式及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
    - ・法人 （その3）又は（その3の3）様式及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
  - ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
  - ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
  - ⑬ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
  - ⑭ 誓約書
  - ⑮ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
- 3 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
- 4 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- 5 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 6 その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>（各証明書は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2）
  - ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
  - ③ 技術職員名簿（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
  - ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
  - ⑤ 業務実績調書（過去2年分）（任意様式）
  - ⑥ 現況報告書（建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。）
  - ⑦ 財務諸表（直近1年分）（写し）※⑥の現況報告書に以下の内容が含まれている場合には提出の必要はありません。
    - ・個人 青色申告の場合：所得税確定申告書の写し、青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し  
白色申告の場合：所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し  
（所得税確定申告書の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
    - ・法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し
  - ⑧ 営業所一覧表（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
  - ⑨ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
  - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
  - ⑪ 納税証明書（写し）
    - ・市内業者及び準市内業者
      - 個人 令和3・4年度分の市・県民税及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
      - 法人 令和3・4年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和4年度分が確定していない場合は、令和2・3年度分）及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
    - ・市外業者
      - 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
      - 個人 （その3）又は（その3の2）様式及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
      - 法人 （その3）又は（その3の3）様式及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
  - ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで令和3・4年度分）
  - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和3年4月～令和4年8月分）
  - ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
  - ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
  - ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
  - ⑰ 誓約書
  - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。



(3) 建設工事関係の物品供給業者（各証明書は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第4号様式）
  - ② 取扱品目一覧表（任意様式）
  - ③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類（任意様式）
  - ④ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
  - ⑤ 納税証明書（写し）
    - ・ 市内業者及び準市内業者
      - 個人 令和3・4年度分の市・県民税及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
      - 法人 令和3・4年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和4年度分が確定していない場合は、令和2・3年度分）及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
    - ・ 市外業者
      - 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
        - 個人 （その3）又は（その3の2）様式及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
        - 法人 （その3）又は（その3の3）様式及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
  - ⑥ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみで令和3・4年度分）
  - ⑦ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和3年4月～令和4年8月分）
  - ⑧ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
  - ⑨ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
  - ⑩ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
  - ⑪ 誓約書
  - ⑫ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(令和4年11月18日掲示済)

**奈良市告示第594号**

令和5・6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

令和4年11月18日

奈良市長 仲川元庸

令和5・6年度 奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5・6年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札・見積合せに参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札・見積合せに参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、

登録、認可等を受けていること。

(5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。

(6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間 令和4年12月5日（月）から令和4年12月23日（金）まで

3 申請方法 別表第1の書類をクリアホルダー（A4）に入れ、**郵送申請**でのみ受け付けます。

※1 受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票（受付時）、入札参加資格審査結果通知書及び電子入札業者番号通知書（番号通知書は新規業者のみ）（令和5年3月予定）を送付しますので、住所・業者名・担当者名を明記し84円切手を貼り付けた返信用封筒を2通同封してください。（それぞれに切手が必要です。）

※2 同受付票（原本）、結果通知書（原本）、番号通知書は申請業者へ送付します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票（写し）及び結果通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。（切手が必要です。）

4 郵送先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約課契約係

5 登録有効期間

2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

6 その他留意事項

(1) 各証明書（写し）は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。

(2) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。

(3) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。

(4) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。

(5) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

7 問い合わせ先

奈良市総務部契約課契約係 電話番号 0742-34-4743（ダイヤルイン）

奈良市企業局企業総務課総務係 電話番号 0742-34-5200（代表）

※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1

提出書類

書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1 入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2 入札参加資格審査申請調書 (第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3 業者情報及び販売高調書 (第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4 契約実績調書 (第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5 取扱メーカー調書 (第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6 資格(技術)者等調書 (第6号様式)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・認可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
7 委任状 (第7号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消してください。また、追加事項があれば追加してください。
8 商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
9 財務諸表の写し(直近2年度分)	○	○	法人の場合:貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し 個人の場合:①青色申告の場合:所得税確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し ②白色申告の場合:所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し ※所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
10 納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ■市・県民税…2年度分 (法人は法人市民税) ■固定資産税…2年度分 (奈良市課税分) *市外業者 ■個人…所得税 (その3又はその3の2) ■法人…法人税 (その3又はその3の3) ■固定資産税…2年度分 (奈良市課税分)	○	○	市内業者・準市内業者 令和3・4年度分の市・県民税(法人においては法人市民税)入札参加資格審査申請時において令和4年度分が確定していない場合は、令和2・3年度分)及び令和3・4年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)  市外業者 所得税(法人においては法人税)及び令和3・4年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
11 納付証明書(写し可) ■国民健康保険料…2年度分 (本市の国民健康保険料を賦課された者)		○	令和3・4年度分の国民健康保険料 (国保年金課で証明)
12 調査票	○	○	
13 誓約書	○	○	
14 入札参加資格審査申請書受付票 (第8号様式)	○	○	あらかじめ、商号又は名称を記入しておいてください。

(注) ・○印は、必ず提出するもの。  
・△印は、必要な方が提出するもの。  
・提出書類は、クリアーホルダー(A4)に入れて提出してください。

別表第2及び別記様式省略

(令和4年11月18日揭示済)

**奈良市告示第595号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年11月21日

奈良市長 仲川元庸  
(令和4年11月21日揭示済)

**奈良市告示第596号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月21日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中川 佳久 奈良市五条西二丁目13番12号	市川 豊 奈良市五条西一丁目32番6号

2 変更の年月日

令和4年4月3日

(令和4年11月21日揭示済)

**奈良市告示第597号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項の規定により、令和4年11月30日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和4年11月22日

奈良市長 仲川元庸  
(令和4年11月22日揭示済)

**奈良市告示第598号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月25日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
奈良市立休日歯科応急診療所	奈良県奈良市左京五丁目3番地の1	令和4年 11月7日

(令和4年11月25日揭示済)

**奈良市告示第599号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月25日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良市立休日歯科応急診療所	奈良県奈良市柏木町519番地28号2階	令和4年

11 月 13 日

(令和 4 年 11 月 25 日 掲示 済)

**奈良市告示第 600 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 11 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N.E.S. ビル N 棟 2 階 株式会社アイモバイル 代表取締役社長 野口 哲也	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金

2 委託の期間

令和 4 年 11 月 25 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(令和 4 年 11 月 25 日 掲示 済)

**奈良市告示第 601 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 11 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号 デジタルゲートビル 10 階 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役 篠 寛	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N.E.S. ビル N 棟 2 階 株式会社アイモバイル 代表取締役社長 野口 哲也	
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 PayPay 株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 中山 一郎	

2 指定期間

令和 4 年 11 月 25 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(令和 4 年 11 月 25 日 掲示 済)

**奈良市告示第 602 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 11 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都港区赤坂三丁目 3 番 3 号 株式会社一休	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金

代表取締役 榊 淳

2 委託の期間

令和 4 年 11 月 25 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(令和 4 年 11 月 25 日揭示済)

**奈良市告示第 603 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 11 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス GMO ペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役社長 相浦 一成	インターネットを利用して納付する「奈良市中心のふるさと応援寄附」に関する寄附金

2 指定期間

令和 4 年 11 月 25 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(令和 4 年 11 月 25 日揭示済)

**奈良市告示第 604 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 4 年 11 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

奈良市指令整開 第 22A-8 号 令和 4 年 7 月 19 日

奈良市指令整開 第 22A-8-1 号 令和 4 年 11 月 1 日

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1 工区)

開発行為 令和 4 年 11 月 29 日 第 1831 号

公共施設 令和 4 年 11 月 29 日 第 914 号

3 開発区域に含まれる地域

(1 工区) 奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2838 番 1 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺国見町一丁目 4 番 1-1 号

大和ハウス工業株式会社 奈良支社 支社長 大矢 卓司

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1 工区)

道 路：奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2838 番 1 の一部

下水道：奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2838 番 1 の一部

調整池：奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2838 番 1 の一部

(令和 4 年 11 月 29 日揭示済)

**奈良市告示第 605 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により奈良県知事から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供する。

令和4年11月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画公園の名称  
5・5・1号 大淵池公園
- 2 縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 都市整備部 都市計画課

(令和4年11月30日掲示済)

### 奈良市告示第606号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年11月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和4年11月22日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年11月30日掲示済)

### 奈良市告示第607号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年11月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和4年11月28日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 4 年 11 月 30 日揭示済）

奈良市告示第 608 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路

3・3・100 号 西九条佐保線

2 縦覧場所

奈良市三条本町 1 番 80 号

奈良市 JR 新駅周辺整備推進課

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

（令和 4 年 11 月 30 日揭示済）

監

査

奈良市監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 5 項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 24 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝

同 横 井 雄 一

同 藤 田 幸 代

奈 監 第 6 7 号

令和 4 年 11 月 22 日

請求人

奈良市監査委員 東 口 喜代一



同 中本勝  
 同 横井雄一  
 同 藤田幸代

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和4年9月21日付けで提出のあった奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載している。

奈良市職員措置請求書

下記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付のうえ必要な措置を請求する。

1 請求の要旨

奈良市環境部は、令和3年8月31日から令和3年9月30日の間、奈良市環境清美工場のごみ焼却施設（120T/24Hr×4炉、計480t/24Hr）の運転を1ヶ月間停止し、その期間中、市民生活から発生した「ごみ」の搬送及び処分を外部の業者と随意契約するとともに、近隣の自治体に処分を委託した事案である。

2 事案の経緯

- 1) 令和3年8月17日大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）が発行した「ごみ焼却施設の適正な維持管理について（依頼）」（資料1）の書面を郵送で受信した。
- 2) 同上書面（資料1）の受領後、ばいじんの搬出を中止したため、焼却炉から連続して排出される、ばいじんの貯留が不可能となった。このため、焼却炉の運転を令和3年8月23日に停止した。
- 3) 一般ごみの収集は毎日行われ、日量約200tの一般ごみが環境清美工場に搬入される状態は中止できないため、当該一般ごみの処理を外部へ委託することを決定し、令和3年8月31日に起案して、同日に市長が決裁した。（資料2）

なお、当該起案には（別紙）が添付されている。

- (1)起案書（資料2）の次ページに添付されている（別紙）（資料3）は、当該ごみを処理する方法として、災害廃棄物の処理に関する基本協定を締結している大栄環境株式会社および大栄環境グループ各社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をする旨の伺い。

予算額 86,169千円

契約期間 令和3年8月31日から令和3年9月30日

- (2)委託契約書（案）（資料4）

- (3)令和3年度 奈良市一般廃棄物運搬処分業務委託仕様書（案）（資料5）で対象となる廃棄物の想定量は、約5,230tとする。

- (4)災害廃棄物等の処理に関する基本協定の概要（資料6）

- (5)予定価格調書（単価）（資料7）

- 4) 上記起案（案）の後、起案、市長決裁（決裁印）が再度発行され（資料8）

下記の書類が添付されている。

- (1)随意契約の理由書（資料9）

- (2)委託契約書（資料10）

- (3)令和3年度 奈良市一般廃棄物運搬処分業務委託仕様書（資料11）

- (4)奈良市一般廃棄物運搬処分業務委託実施計画書（資料12）

- (5)業務着手届（令和3年8月31日）（資料13）

- (6)御見積書（大栄環境株式会社発行、単価見積書）（資料14）

- 5) 支出負担行為書（決裁3.9.30）（資料15）

金額 ¥80,908,283円

- 6) 確認書、委託金額 ¥80,908,283円（資料16）

- 7) 業務完了届（資料17）

等の書類で、構成されている。

### 3 監査請求の内容について

本件は過日、すでに監査請求されており、その内容が奈良市公報第70号に掲載されているが、監査の内容に疑義があるため、改めて監査を請求する。

- 1) 令和3年9月28日市議会予算決算委員会において、市長が「平成21年1月14日以前に建設された焼却炉なので、基本的には薬剤処理をして固化したものは（ダイオキシン類規制）基準の対象とはならないというのが大前提である。そういった意味において、これまで安定的に受け入れてもらっていたが、今回その程度を超えるダイオキシン類が検出されたと言うことで、改善の要請があった。」と答弁しているが、これは（資料1）に示すとおり、大阪湾広域臨海環境整備センター 理事長荒木一聡氏が、奈良市長 仲川元庸氏宛に発行した「ごみ焼却施設の適正な維持管理について（依頼）」である。しかし、本書面の内容に「改善の要請」は記載されていない。さらに、同センターが公表している「受入廃棄物の抜取検査及び中間検査の結果について（令和3年度）」（資料20）においても奈良市は記載されていない。従って、焼却炉の運転を停止する理由は全く存在しない。
- 2) 上記のように通常のごみ焼却炉の運転で、全く問題が無い状況であるにも拘わらず、故意に焼却炉の運転を停止し、収集ごみを堆積させた上、災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結している大栄環境株式会社及び大栄環境グループ各社と違法な随意契約を締結するため、市長が市議会予算決算委員会で虚偽の説明を行ったものである。市長の虚偽説明は、市議会予算決算委員会と市民に対する背信行為である。
- 3) 「貯留されたごみから著しい悪臭が発生していた。これにより近隣住民から多数の苦情が寄せられ・・・」（奈良市公報82頁）とあり、環境部もこの事実を認めている。であれば、本施設は悪臭防止法に違反していることを自認している。なお、同公報84頁、監査委員の判断として、「市民の健康を害するだけでなく、その生活にも重大な影響を及ぼすおそれがあった事案であり・・・」とあるが、「重大な影響」の内容についての説明が必要である。
- 4) 起案書に添付されている（別紙）について
  - (1)ごみ発生量が日量約200tとし、委託廃棄物の想定量約5,230t（仕様書）、予算額86,169千円、契約期間 令和3年8月31日から令和3年9月30日である。次頁の随意契約理由書については、上記のように全く該当しない。
  - (2)委託契約書の内容に最も重要な委託金額が明記されていない。社会通念上からも容認できる内容ではない。
  - (3)随意契約を適用する条項（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）に該当するとしているが、委託契約書の項目は①処分費②運搬費で、運搬費は車種別の1台当たりとなっており、ごみの処理量に関する記載が全くない。  
次葉の「令和3年度 奈良市一般廃棄物運搬処分業務委託仕様書、1頁に「対象となる廃棄物の想定量は約5,230tとする。」と記載しているが、廃棄物の量が増量または減量した場合の精算方法が記載されていない等、本委託契約書の内容は杜撰であり、大栄環境株式会社が受託金額等を決定出来る内容となっている。
  - (4)大栄環境株式会社（グループ会社を含む。）が搬出した廃棄物の量は4,441.1tで契約した搬出量より788.9t少ない。明らかに契約に違反している。
  - (5)委託契約書内に、使用する重機や搬送車両等を多種類記載しているが、これ等の車両を使用したとする証明写真は一部分しか存在していないため証明用資料にならない。  
なお、リース車両が清美工場の備品重機を使用したものが半別不能であり証明性が全く無い。
  - (6)ショベルローダおよびバックホウ等、重機の回送写真が皆無であるため、確認が不能である。（資料21）
- 5) 確認書について（資料16）
  - (1)委託金額（算出基礎）  
80,908,283円（内訳別紙）  
と記されているが、本金額は委託金額ではなく大栄環境株式会社から、請求された金額である。
  - (2)委託契約書に添付の仕様書に記載の「対象となる一般廃棄物の想定量は約5,230tとする。」の重要な条件が全く確認されておらず、杜撰極まりない。

(3)「契約処分単価」が添付されているが、運送費の項目において一例を取ると奈良市環境清美工場-三重中央開発株式会社

10 t コンテナ車 1 台当たり 32,500 円 (税別)

25 t ダンプ車 1 台当たり 34,000 円 (税別)

フルトレーラー車 1 台当たり 41,000 円 (税別)

となっており、25 t ダンプ車よりフルトレーラー車の単価が1台当たり7,000円高い。しかし、計量票から比較すると、同種類の品目の積載量は25 t ダンプ車の方が多いことが解る。

(4)災害廃棄物として扱う前提のものであれば廃棄物の種類別、トン当たりの単価と、搬送距離 (Km) の基本的条件が必須である。如何なる目的で車種別の見積りとしたか根拠が不明であり説明が必要である。

6) 本件における区域外処理搬出量について (資料 18)

(1)クリーンステージ 232.39 t

(2)三重中央開発(株) 1,506.31 t

(3)橿原市 1,667.81 t

(4)枚方市 1,495.93 t

(5)大和郡山市 809.94 t

(6)生駒市 500.33 t

(7)木津川市 54.63 t

合計6,267.34 tで、搬送を負担した内訳は、大栄環境株式会社:4,441.1 t、直営:1,668.8 t、清美公社:157.44 tである。

7) 本件によって支出された金額

(1)大栄環境株式会社 ¥80,908,283-

(2)橿原市 ¥50,959,934-

(3)枚方市 ¥44,279,528-

(4)大和郡山市 ¥11,015,184-

(5)生駒市 ¥5,091,730-

(6)木津川市 ¥1,562,418-

合計 ¥193,817,077-

であるが、その他の支払い分として①清美公社、②ばいじん熱分解装置の点検・整備費用、③直営運転者へのルート外運転手当金等が加算される。

8) 結論、市議会予算決算委員会において、市長の虚偽発言が招いた巨額支出であるため起案決裁した市長はじめ、支出負担行為書の決裁を行った副市長以下、各責任者の全責任において、少なくとも¥193,817,077円を奈良市の財政に返金を要求するものである。

2 事実証明書

(資料 1) ごみ焼却施設の適正な維持管理について (依頼) (大阪湾広域臨海環境整備センター)

(資料 2) 施行起案 (決裁面)

(資料 3) 施行起案 (伺い文)

(資料 4) 委託契約書 (案)

(資料 5) 仕様書(案)

(資料 6) 災害廃棄物等の処理に関する基本協定の概要

(資料 7) 予定価格調書

(資料 8) 契約締結起案 (決裁面)

(資料 9) 随意契約理由書

(資料 10) 委託契約書

(資料 11) 仕様書

(資料 12) 実施計画書

(資料 13) 業務着手届

(資料 14) 見積書

(資料 15) 支出負担行為書

- (資料 16) 業務完了に係る確認書
- (資料 17) 業務完了届
- (資料 18) 区域外処理搬出実績表
- (資料 19) 報道資料 環境清美工場の焼却炉の一時停止について
- (資料 20) 受入廃棄物の抜取検査及び中間検査の結果について (令和 3 年度)
- (資料 21) 現場作業写真
- (資料 22) 熱分解棟点検整備補修 報告書

3 請求の受理

本件住民監査請求は、令和 4 年 10 月 7 日に要件審査を行った結果、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

環境清美工場の焼却炉停止に伴う一般廃棄物運搬処分業務委託契約 (以下「本件委託契約」という。) について、次の 3 点を監査対象とした。

- (1) 本件委託契約の原因となった環境清美工場の焼却炉の運転停止に係る判断が適切に行われたか否か
- (2) 本件委託契約の締結が違法又は不当な行為に当たるか否か
  - ① 本件委託契約を随意契約の方法で締結したことの妥当性について
  - ② 本件委託契約を単価契約の方法で締結したこと及び単価の設定方法の妥当性について
- (3) 本件委託契約の履行確認の方法に違法又は不当な点があったか否か

2 監査対象部局

環境部環境清美工場

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 4 年 10 月 14 日に陳述の聴取を行った。

その際、資料 22 の提出を受けた。

4 関係職員の陳述

令和 4 年 10 月 19 日に環境部長、環境部参事環境清美工場長事務取扱、環境清美工場施設管理室長及び環境清美工場総務係長に対し、陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 認定事実

(1) 環境清美工場の焼却炉停止に伴う一般廃棄物の処理に係る事案 (以下「本件事案」という。) に関する経緯

日付	事項	備考
令和 3 年 8 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪湾広域臨海環境整備センター (以下「フェニックス」という。) からの依頼文を受領。その内容は、環境清美工場が排出したばいじん処理物から 17ng-TEQ/g のダイオキシン類が検出されたことを受け、焼却施設の適正な維持管理を求める、というもの</li> <li>・上記依頼に先立ち、フェニックスから該当するばいじん処理物の持ち帰りと搬入の自粛に関する電話連絡があった。</li> <li>・上記依頼及び連絡を受け、フェニックスへのばいじん処理物の搬入を停止した。</li> </ul>	以下の 3 点について対応を開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高濃度ダイオキシン類が検出された原因の究明</li> <li>・フェニックスへのばいじん処理物の受入再開の交渉</li> <li>・焼却炉を稼働させながら原因究明及び修繕を実施するため、他の自治体におけるばいじん処理物の処分委託の検討</li> </ul>
令和 3 年 8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱分解装置の点検整備を依頼</li> <li>・環境清美工場において熱分解処理後の検体を</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>採取し、分析を依頼</li> <li>・災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結している事業者及びばいじん処理物の処分が可能な事業者並びに関係自治体との協議を開始</li> </ul>	
令和3年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取した検体のダイオキシン類含有量が64ng-TEQ/gであったことが判明したため、焼却炉を全炉停止</li> <li>・熱分解装置等の点検・整備・補修作業を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱分解装置等の点検・整備内容 8/23～24 熱分解装置の点検・清掃・部品交換 8/26 灰固化混練装置の清掃 8/28～9/2 熱分解装置の分解清掃・灰バンカの清掃</li> </ul>
令和3年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取した検体から高濃度のダイオキシン類が検出されたため、焼却炉を稼働させながらばいじん処理物の処分のみ委託する方法を断念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理の全部を区域外処理で行う方向に方針を変更</li> </ul>
令和3年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体における区域外処理について調整を開始</li> </ul>	
令和3年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの貯留量がピット容量を超えたため、プラットホームへの貯留を開始</li> <li>・区域外処理に関する構想がまとまったため、災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結している事業者に、参考見積りの提出を求める。</li> </ul>	
令和3年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大栄環境株式会社ほか7社とごみの運搬処分委託に関する契約を締結</li> <li>・区域外処理を行うため、大和郡山市及びクリーンステージ株式会社へのごみの搬出を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法は5号随契</li> </ul>
令和3年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橿原市への搬出を開始</li> </ul>	
令和3年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木津川市への搬出を開始</li> </ul>	
令和3年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市及び生駒市への搬出を開始</li> </ul>	
令和3年9月3日～6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検体採取のための試運転を実施</li> </ul>	
令和3年9月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重中央開発株式会社への搬出を開始</li> <li>・熱処理後の灰及び煙突から排出する排気ガスの検体を採取</li> </ul>	
令和3年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査の結果、灰及び排気ガスが無害化できていることを確認</li> </ul>	
令和3年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉(1号炉)の稼働を再開</li> </ul>	
令和3年9月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉の運転再開後に生成されたばいじん処理物のダイオキシン類濃度が、3ng-TEQ/g以下で推移していることを確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばいじん処理物のダイオキシン類測定結果 採取 9/13 3.0 ng-TEQ/g 採取 9/14 1.2 ng-TEQ/g</li> </ul>
令和3年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉(4号炉)の稼働を再開</li> </ul>	
令和3年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェニックスへのばいじん処理物の搬入を再開</li> </ul>	
令和3年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件委託契約に係る業務が全て完了している</li> </ul>	

	ことを確認	
令和 3 年 10 月 1 日	・平常時のごみ処理に移行	

(2) 本件委託契約の概要

- ア 業務の目的 環境清美工場の焼却炉停止に伴い処理が困難となった一般廃棄物の処理を円滑に実施すること
- イ 対象となる廃棄物 環境清美センター及び奈良阪処分地に搬入された一般廃棄物
- ウ 積込場所 環境清美工場、奈良阪処分地及び石塚一般廃棄物積替基地
- エ 運搬先 橿原市クリーンセンターかしはら、枚方市東部清掃工場、三重中央開発株式会社及び株式会社クリーンステージ
- オ 処分先 三重中央開発株式会社及び株式会社クリーンステージ
- カ 廃棄物の想定量 5,230 t
- キ 契約日 令和 3 年 8 月 31 日
- ク 履行期間 令和 3 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで
- ケ 委託料 処分費、運搬費及び作業費について、各内容別に単価を設定
- コ 予算額 86,169,000 円
- サ 支出負担行為額 80,908,283 円
- シ 事業者の選定方法 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づき、災害廃棄物等の処理に関する基本協定の相手方事業者と随意契約
- ス 契約の相手方 大栄環境株式会社ほか 7 社

(3) 環境清美工場の焼却炉の運転停止に係る判断に関して認められる事実

- ア 環境清美工場の焼却炉は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)施行日である平成 12 年 1 月 15 日までに設置された既設施設である。このため、発生したばいじんについて、セメント固化、薬剤処理又は酸溶出処理を行っている限り法規定の処理基準値(3ng-TEQ/g)の適用を受けることがないことから、奈良市(以下「市」という。)においては薬剤処理を施した上でフェニックスに搬入していた。

【ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)(抜粋)】

(廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理)

第 24 条 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならない。

2 (略)

【ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成 11 年総理府令第 67 号)(抜粋)】

(廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準)

第 7 条の 2 法第 24 条第 1 項の環境省令で定める基準は、1 グラムにつき 3 ナノグラムとする。

2 (略)

附 則

(経過措置)

第 2 条 (略)

2 (略)

3 平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第 7 条の 2 の規定は適用しない。

(1) (略)

(2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないう化学的に安定した状態にする方法

(3) (略)

イ 市では、アの薬剤処理に加えて熱分解装置による無害化処理を併せて行っており、平成 30 年度以降の検

査結果によれば、ダイオキシン類はおおむね3ng-TEQ/g以内に抑制されていた。

【ばいじん処理物ダイオキシン類濃度測定結果】

単位：ng-TEQ/g

平成30年度	採取日	30.5.25	30.10.2	30.10.26	31.1.31
	試験結果	3.2	1.3	0.84	2.0
令和元年度	採取日	1.5.21	1.8.2	2.1.6	2.1.31
	試験結果	2.5	1.1	2.3	1.2
令和2年度	採取日	2.6.18	2.8.27	2.11.12	3.1.25
	試験結果	1.1	2.0	2.2	2.2
令和3年度	採取日	3.5.18	3.8.18	3.9.13	3.9.14
	試験結果	0.77	64	3.0	1.2
	採取日	3.9.23	3.9.30	3.9.30	3.10.5
	試験結果	2.9	0.96	0.94	3.4
	採取日	3.10.13	3.10.19	3.10.28	以下、略
	試験結果	0.72	1.7	0.30	

ウ 令和3年8月に市が搬出したばいじん処理物から17ng-TEQ/gのダイオキシン類が検出されたため、フェニックスから令和3年8月17日付けで「ごみ焼却施設の適正な維持管理について(依頼)」が発出された。その内容は、焼却施設の適正な維持管理に努め、ダイオキシン類が3ng-TEQ/gを下回るよう努めることを求めるというものであった。

【ごみ焼却施設の適正な維持管理について(依頼)(抜粋)】

(大セ第86号 令和3年8月17日 大阪湾広域臨海環境整備センター理事長)

(略)本年度の抜取検査において、下記のとおり(略)となりました。

貴市環境清美工場は、当センターの受入基準のうちダイオキシン類の判定基準(3ng-TEQ/g)は適用されませんが、一般廃棄物埋立処分委託契約書第28条に基づき、ごみ焼却施設の適正な維持管理を行い、ダイオキシン類が3ng-TEQ/gを下回るよう努めていただきますよう依頼します。

記

廃棄物の種類 ばいじん処理物

検査の種類 抜取検査

試料採取日 令和3年8月2日

検査結果 17ng-TEQ/g

エ 市とフェニックスは、「一般廃棄物埋立処分委託契約書」において、次のような契約を締結していた。

【一般廃棄物埋立処分委託契約書(抜粋)】(令和3年4月1日締結)

(「甲」は市、「乙」はフェニックスを指す。)

(搬入停止)

第24条 乙は、甲がこの契約に違反したとき、過去の契約期間中に受入基準に適合しないと認められた一般廃棄物を搬入したことが発覚したとき、次年度の契約前検査の結果が受入基準に適合しないと認められたとき、第8条第1項及び第2項に規定する報告を怠り、又は第8条第4項に規定する搬入自粛を怠り委託廃棄物の搬入を継続したとき若しくは所管行政庁による指示があったときは、委託廃棄物の受け入れを拒否し、搬入停止の措置をとることができる。この場合において、乙は、甲にその旨を通知するものとする。

(既設焼却施設への措置等)

第28条 受入基準において、ダイオキシン類の判定基準値は、平成12年1月15日までに設置され、又は設置の工事がされている施設から排出されるばいじん、焼却灰等は、セメント固化、薬剤処理、酸溶出処

理により処分を行う限り、適用しない旨規定しているが、甲が、第5条第2項に規定する委託廃棄物の契約前検査、第6条第1項に規定する委託廃棄物の受入検査、第7条第1項に規定する委託廃棄物の中間検査において、当該基準値を超過したときは、乙は甲に対し焼却施設の適正な維持管理を求めることができるものとし、甲は乙からの求めに真摯に対応しなければならない。

別記

2 搬入停止の措置を受けたときの改善措置等

(1) 受入基準に適合しないと認められた時の対応

①受入検査を行った委託廃棄物の持ち帰り、②改善報告書の提出

(2) 改善報告書で提出を求める内容

①判定基準超過原因の究明、②再発防止対策、③委託廃棄物の安全性の確認等（原因究明と再発防止対策を講じたのちに、原則として1週間ごとに1箇月以上の基準超過項目の測定とするが、超過原因や改善対策の度合い等を総合的に判断し、所管行政庁と協議・調整の上、測定の頻度と期間を決定する。）、④その他乙が指示する内容

オ 市の主張によれば、令和3年8月17日、ウの依頼に先立ってフェニックスから電話連絡があり、ばいじん処理物から17ng-TEQ/gのダイオキシン類が検出されたことを受け、当該ばいじん処理物を持ち帰ること及び搬入を自粛することについての依頼があったとのことであり、市は、同日から搬入を停止した。

カ 市の主張によれば、オの搬入停止の事態を受け、複数回にわたってフェニックスに対して搬入再開を求める交渉を行ったとのことであった。

キ ウの依頼に基づき、市において3ng-TEQ/gを超えるダイオキシン類が検出された原因を究明するため、令和3年8月18日に臨時検査を行うとともに、焼却炉を稼働させながら修理等を進めることを前提にフェニックス以外の廃棄物処理施設においてばいじん処理物の処分が行えないか検討と調整を開始した。

ク 令和3年8月23日、市は、キによる臨時検査の結果、64ng-TEQ/gものダイオキシン類が検出されたことを確認したため、同日付けで焼却炉の運転を緊急停止した。（イ参照）

ケ 令和3年8月24日、クの結果を受け、検討を進めていたフェニックス以外の廃棄物処理施設への搬入交渉が不調となり、市は、ばいじん処理物の受入先を確保できない状態となった。

コ 市は、高濃度のダイオキシン類が検出された原因を究明するため、令和3年8月23日から同月30日までの間、熱分解装置の点検整備補修を行った。当該作業を行った事業者が作成した報告書によれば、操作盤内の温度制御用ヒーター電力調整ユニット（サイリスタ）に不具合が疑われたため交換作業が行われていた。

なお、同ユニット交換後は、高濃度のダイオキシン類は検出されていない。（イ参照）

【熱分解棟点検整備補修報告書（抜粋）】（令和3年9月）

- ・対象施設 環境清美工場内熱分解装置
- ・点検整備期間 点検清掃作業 令和3年8月23日～同月30日
- 実負荷運転状態確認 令和3年9月6日
- 運転開始後再確認作業 令和3年9月25日～同月27日

2) 加熱器

・操作盤点検

現場操作盤内のヒーター電力調整ユニット（サイリスタ）出口側用1基を交換しました。

※ 今年の1月に点検した時点で冷却ファン2台中1台の停止と、異音を確認していましたが、ヒーター指示調節計の値が正常に稼働していた為、本年度整備に見送っていました。今回、ヒーター温度の自動調整に不具合が疑われるので交換しました。

\*なお、上記の点検整備補修以外にも各設備等の点検・清掃作業が行われていた。

(4) 本件委託契約の締結に関して認められる事実

① 本件委託契約を随意契約の方法で締結したことにに関して認められる事実

ア 市は、令和3年8月18日実施の臨時検査により64ng-TEQ/gものダイオキシン類が検出されたことを受け、同月23日に焼却炉の運転を停止した。これにより市は、ごみの処理ができなくなり、ごみ集積場に長時間にわたって保管されたごみから著しい悪臭が発生していた。

イ アの状況に対して近隣住民等から多数の苦情が寄せられるとともに、病害虫の発生等による公衆衛生への影響が懸念される状態となっていた。また、焼却処理が再開できなかった場合、市内全域から収集され



るごみを工場内で保管しきれなくなり、最悪の場合、ごみの収集業務を停止せざるを得ない事態が想定される状況であった。

**【近隣住民等から寄せられた苦情の主な内容】**

- ・臭いがきつく、窓を開けられない。高齢の家族も気分が悪く、外に出ることもできない。どうなっているのか説明してほしい。早急に改善を求めます。
- ・ごみ処理が停滞すると、我々市民がごみを出せなくなる。早く対応してほしい。
- ・焼却炉停止の事情は解るが、臭いが無くなるよう早く対応して欲しい。
- ・環境清美センターの臭いがこども園や小学校まで届いています。これから運動会等で外に出る機会が多くなるので、早急に対応していただきたい。 など

ウ 市は、ア及びイの事態を受けて、ごみの処分を他の自治体や事業者へ委託する区域外処理を行うこととした。

エ 通常、市の業務を委託する際の事業者選定は、競争入札の方法によることが一般的であるが、競争入札を実施した場合、公告・質疑応答・審査・通知・入札・契約等の手続におおむね1か月半の時間を要することから、市は、直ちに事案の解決を図るため地方自治法施行令第167条の2第5号の規定による随意契約の方法で事業者を選定した。

**【地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）】**

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 (略)

**【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）】**

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) (略)

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6)～(9) (略)

② 本件委託契約を単価契約の方法で締結したこと及び単価の設定方法に関して認められる事実

ア 本件委託契約の締結に当たり、「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」に基づく事業者選定が行われているが、扱う廃棄物はあくまで一般廃棄物であることが本件委託契約書に明記されていた。

**【本件委託契約書（抜粋）】（令和3年8月31日締結）**

1 業務名 奈良市一般廃棄物運搬処分業務委託

2 業務の目的 災害廃棄物等の処理に関する基本協定に基づき、奈良市環境清美工場の焼却炉停止に伴い処理が困難となった一般廃棄物の処理を円滑に実施することを目的とする。

**【災害廃棄物等の処理に関する基本協定書（抜粋）】（令和2年10月1日締結）**

(「甲」は市、「乙」は事業者を指す。)

(趣旨)

第1条 本協定書は、奈良市内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。尚、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

(定義)

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

【本件事案における廃棄物の受入施設】

- ・ 三重中央開発株式会社 焼却・管理型埋立
- ・ 株式会社クリーンステージ 焼却・熔融
- ・ クリーンセンターかしはら (自治体施設)
- ・ 枚方市東部清掃工場 (自治体施設)
- ・ 大和郡山市 (自治体施設) (直接搬入のため本件委託契約対象外)
- ・ 生駒市 (自治体施設) (直接搬入のため本件委託契約対象外)
- ・ 木津川市 (自治体施設) (直接搬入のため本件委託契約対象外)

イ 市は、本件委託契約を締結するに当たり、総価契約ではなく単価契約の方法を採用しており、その単価設定に関する考え方はおおむね次のとおりであった。

【単価設定に関する考え方】

- ・ 処分費 (可燃物、粗大ごみ) = 1 t 当たりの単価 × 重量
- ・ 運搬費 = 運搬先別、車両種類別 1 台当たりの単価 × 運搬回数 (詳細はウのとおり)
- ・ 作業費 = (人件費) 業務内容別 1 日当たりの単価 × 人数 × 日数  
(重機費) 使用重機種類別 1 台当たりの単価 (月極又は 1 日当たりの単価) × 月数又は日数  
(重機燃料費) 1 台当たりの単価 × 使用量  
(重機回送費) 1 往復当たりの単価 × 回送回数 など

ウ 運搬車両の種類ごとの積載量及び単価はおおむね次のとおりであった。

【車両種類別の単価】

車両種別	想定積載量	1 台当たりの単価 (*1)
10 t コンテナ車	6.5 t	21,500 円～34,500 円
25 t ダンプ車	9.0 t	23,000 円～35,500 円
フルトレーラー車	前コンテナ 7.0 t 後コンテナ 9.0 t 計 16.0 t (*2)	41,000 円～46,500 円

\*1 1 台当たりの単価は、運搬先となる施設ごとに異なる設定となっていた。

\*2 各受入施設発行の計量票によれば、フルトレーラー車の計量は前コンテナと後コンテナの 2 回に分けて行われていた。(前後で車両番号が異なる。)

エ 区域外処理を行うに当たり、施設ごとに受入れが可能な車種、廃棄物量、曜日、時間帯等の条件が異なるため、それぞれの条件に適切に対応できる体制づくりと適合する車種の用意が業務を進める上での必須条件であった。

【施設別搬入想定量】

施設名	1日当たりの受入可能量	受入可能日数	計
橿原市	100 t	18日	1,800 t
枚方市	120 t	13日	1,560 t
株式会社クリーンステージ	20 t	15日	300 t
三重中央開発株式会社	70 t	11日	770 t
	50 t	16日	800 t

【施設別搬入計画表（参考例）】

(10 t コンテナ車のみ搬入可)

到着時間	月		火		水		木		金	
	台数	t数	台数	t数	台数	t数	台数	t数	台数	t数
8:30 ～ 9:00	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
9:30	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14
10:00	2	10	2	10	2	10	2	10	2	10
10:30	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
11:00	3	21	3	21	3	21	3	21	3	21
11:30 ～ 13:00	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
13:30	3	21	3	21	3	21	3	21	3	21
14:00	2	10	2	10	2	10	2	10	2	10
14:30	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
15:00	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14
15:30 ～	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(5) 本件委託契約の履行確認の方法に関して認められる事実

ア 令和3年9月30日起案の支出負担行為書に添付されている現場作業写真により、市は、次のような作業が行われていたことを確認していた。

【業務の履行を確認した書類】

- ・令和3年9月30日付け支出負担行為書  
添付資料 明細内訳書  
確認書（契約処分単価・委託金額（内訳）を含む。）  
業務完了届（業務写真報告書・廃棄物処理管理票・計量票を含む。（一部））
- ・廃棄物処理管理票及び各受入施設発行の計量票（全件）

【現場及び作業日別の写真記録の内容】

現場名	作業日	作業内容等
環境清美工場	令和3年9月8日	作業前及び作業後の状況並びに積込み、計量（廃棄物積載）・車両誘導・押込み・ピット内詰込み・屋外ヤード詰込み等
	令和3年9月24日	業務完了後の状況（ピット前・屋外ヤード）
奈良阪処分地	令和3年9月13日	車両待機・粗大ごみ積込み・タイヤ洗浄等
	令和3年9月22日	作業前及び作業後の状況
石塚一般廃棄物積替基地	令和3年9月8日	コンテナ設置・車両誘導・粗大ごみ転圧・コンテナ引上げ・場内清掃等
	令和3年9月10日	コンテナ設置・車両誘導・粗大ごみ転圧・コンテナ引上げ・場内清掃等
クリーンセンターかしはら	令和3年9月6日	計量（積載状態）・車両誘導・荷降ろし・場内清掃・計量（空車）
	令和3年9月7日	作業前の状況・安全バー設置作業等
	令和3年9月24日	安全バー撤去作業及び作業後の状況
枚方市東部清掃工場	令和3年9月6日	計量カード受渡し・計量（積載状態）・ピット開閉作業・誘導・荷降ろし・場内清掃・計量（空車）
株式会社クリーンステージ	令和3年9月7日	計量（積載状態）・荷降ろし・計量（空車）
三重中央開発株式会社	令和3年9月10日	可燃ごみ 計量（積載状態）・荷降ろし・計量（空車）
	令和3年9月14日	粗大ごみ 計量（積載状態）・荷降ろし・計量（空車）

イ 市の主張によれば、廃棄物の積込場所は主に環境清美工場や奈良阪処分地といった市の施設であり、重機が回送される様子は出勤していた市職員により目視確認できていたとのことであった。

ウ 市の主張によれば、車両及び重機の使用については、市及び受託事業者相互の責任（車両保険への加入等）を明確にするため、市の管理する車両及び重機を受託事業者に運転させることはなかったとのことであった。

なお、重機の使用については、アの現場作業写真に市の所有又は賃借に係る重機は記録されていなかった。

エ 市の主張によれば、アの支出負担行為書には業務完了に係る確認書及び委託金額の内訳等が添付されており、また、同内訳が正確であることを確認するため、市職員で手分けし、搬送処理ごとに作成されてい

た廃棄物処理管理票及び各受入施設が発行する計量票について照合作業を行い、請求金額が適正であることを確認していたとのことであった。

**【廃棄物処理管理票の記録項目】**

運搬処理ごとに作成されていた廃棄物処理管理票の記録項目は、おおむね次のとおりであった。  
通し番号、処理日、排出事業者（奈良市）、排出場所（環境清美工場等）、廃棄物の種類（一般廃棄物）、数量（m<sup>3</sup>）、処分方法（焼却等）、処分受託者、運搬受託者、運搬担当者、運搬車番、運搬車種（10 t コンテナ車等）、時刻、処分受託者印 など

**【計量票の記録項目】**

各受入施設が発行していた計量票の記録項目は、おおむね次のとおりであった。  
排出者（奈良市）、日時、車番、受注番号、品目（可燃物等）、総重量（車両＋廃棄物の重量）、風袋重量（車両のみの重量）、正味重量（廃棄物のみの重量）、廃棄物の体積（m<sup>3</sup>）、処分先、運搬事業者、運搬担当者、運搬車種（10 t コンテナ車等）、受入施設 など

3 監査委員の判断

(1) 環境清美工場の焼却炉の運転停止に係る判断が適切に行われたか否かについての判断

請求人は、環境清美工場の焼却炉の運転停止について、同焼却炉が平成 12 年 1 月 15 日までに設置された既設施設であることから、同施設には法規定の処理基準値が適用されないことを指摘している。このことを踏まえ、請求人は、フェニックスから発出された「ごみ焼却施設の適正な維持管理について（依頼）」に「改善の要請」に関する記載がなく、加えてフェニックスが公表している「受入廃棄物の抜取検査及び中間検査の結果について（令和 3 年度）」にも奈良市に関する記載がないことを取り上げ、そもそも市において焼却炉の運転を停止する必要はなく、したがって本件委託契約を締結する必要はなかったと主張している。

このような主張を踏まえ、監査委員は次のとおり判断した。

認定事実(3)アにおいて確認したように、環境清美工場は平成 12 年 1 月 15 日までに設置された既設施設であり、発生したばいじん等について、セメント固化、薬剤処理又は酸溶出処理を行っている限り、法規定の処理基準値（3ng-TEQ/g）の適用を受けることはない。このため、本件事案のように処理基準値を超えるダイオキシン類が検出されたとしても、本来なら請求人の主張するとおり通常の運転を継続して問題なかったはずである。

ところがフェニックスは、認定事実(3)ウのとおり、市の排出するばいじん処理物のダイオキシン類について、処理基準値を下回るよう努めることを求めてきた。また、市の主張によれば、それに加えて、口頭により処理基準値を超えるばいじん処理物の持ち帰りと搬入自粛に関する連絡があった（認定事実(3)オ）とのことである。このような依頼及び連絡を受け、市は令和 3 年 8 月 17 日からフェニックスへのばいじん処理物の搬入を停止し、その後、複数回にわたって搬入再開に関する交渉を行ったとのことであるが、フェニックスからは同意が得られない状態が続いた。

フェニックスがこれら一連の対応を行った意図については明らかでないが、抜取検査において検出された 17ng-TEQ/g という値が処理基準値のおよそ 6 倍に当たる高濃度なものであったことが大きく影響していたと考えられ、最終処分の実施責任を負うフェニックスとしては、あまりにも高濃度なダイオキシン類を含むばいじん処理物の搬入を看過できなかったものと推察される。

以上のような経緯を踏まえ、フェニックスは前述の依頼を行うに至ったものと考えられるところ、フェニックスは、当該依頼を行うに当たって市とフェニックスとの間で締結している一般廃棄物埋立処分委託契約書の規定をその依頼の根拠としていた。このため、認定事実(3)エにより同契約書の内容を確認したところ、その第 28 条には、フェニックスが既設施設であっても処理基準値を超過した際は、当該焼却施設に対して適正な維持管理を求めると規定されており、市は、その求めに対して真摯に対応しなければならないことも規定されていた。このため、市には既設施設であってもフェニックスからの求めに真摯に対応しなければならない契約上の義務があったことから、最終的にフェニックスからの自粛要請を受け入れざるを得なかったものと認められる。

ここで改めてフェニックスから発出された「ごみ焼却施設の適正な維持管理について（依頼）」（認定事実(3)ウ）を確認すると、確かに請求人が主張するように、同依頼文に明確かつ具体的な「改善の要請」に関する記述は見当たらない。しかし、前述のような経緯を考えれば、市がフェニックスから事実上の改善要請があったと捉えたことに何ら不自然な点は見当たらない。

その後、市は焼却炉を稼働させながらばいじん処理物を処分する方法について検討し、フェニックス以外の廃棄物処理施設においてばいじん処理物の処分を行うため、受入れ可能な施設の選定と調整を行っていた。しかし、市が行った臨時検査により 64ng-TEQ/g ものダイオキシン類が検出されたため、当該受入先との協議が不調に終わり、結局、市はばいじん処理物の受入先を確保できない状態となった。

以上のように、市は、様々な形で焼却炉の運転を継続しようとしたが、結果的に解決方法を見出せなかったため焼却炉の運転を停止せざるを得なかったものと考えられる。

なお、市が最終的に焼却炉の運転を停止した背景には、ばいじん処理物の受入先が確保できなくなったという外的な要因だけでなく、64ng-TEQ/g という通常では考えられない異常な値が市の施設から検出されたこと自体に大きな要因があったと考えられる。言うまでもなく市には所管施設を適切に維持管理し、市民の安全・安心を確保する義務があるのであって、明らかに異常な検査結果が出ているにもかかわらず、何らの対策も講じないまま焼却炉の運転を継続することはできなかったものと推察される。

以上のことから、市が焼却炉の運転を停止した判断が不適切なものであったとは考えられず、本件委託契約の締結は必要な手続であったと認められる。

(2) 本件委託契約の締結が違法又は不当な行為に当たるか否かについての判断

請求人は、本件委託契約が随意契約の要件に該当しないとした上で、主に次のように主張している。

- ア 契約で定められている金額が処分費や運搬費等の単価のみであってごみの処理量に関する記載がなく、また、契約書に最も重要な契約金額（総額）の記載がない。
- イ 当初予定されていた廃棄物の処理量は 5,230 t であるが、最終的に処理された廃棄物は 4,441.1 t であり、明らかに契約違反である。
- ウ 廃棄物の量が増減した際の精算方法が規定されておらず、最終的な委託料の決定が受託事業者に委ねられる契約になっている。
- エ 運搬実績上、フルトレーラー車の方が 25 t ダンプ車より積載量が少ないにもかかわらず契約単価が高いといった単価設定上の矛盾がある。
- オ 災害廃棄物として取り扱うにもかかわらず廃棄物の種類、搬送距離、重量当たりの単価設定がなされておらず、車種別の単価設定をした根拠が不明である。

このような主張を踏まえ、監査委員は次のとおり判断した。

① 本件委託契約を随意契約の方法で締結したことの妥当性について

認定事実(4)①ア及びイで確認したように、市は、本件事案を早急に解決するため速やかに事業者選定を行う必要があった。これに対し、受託事業者の選定に際して競争入札を実施した場合は、認定事実(4)①エで確認したようにおおむね 1 か月半の時間を要していたと考えられることから、本件委託契約を随意契約の方法で行ったことは妥当な選択であったと認められる。

② 本件委託契約を単価契約の方法で締結したこと及び単価の設定方法の妥当性について

市の採る契約形態には、大別して総価契約と単価契約の方法があるが、あらかじめ数量等が確定できない場合は単価契約の方法を採ることが一般的であり、例えば、各種燃料や印刷用紙の購入等事前に使用量を確定できない場合にこの方法が採られている。本件事案についても事前に廃棄物の総排出量を正確に算定することは不可能であり、単価契約の方法を採ったことは最適な選択であったと認められる。

このことを踏まえて請求人の主張ア、イ及びウについて検討すると、前述のように本件委託契約においては、あらかじめ廃棄物の総排出量を正確に算定することが不可能であったことから、単価契約の方法を採っている。これにより最終的な総排出量とそれに基づく総費用額は業務完了時点で確定することになるため、本件委託契約書に総費用額の記載がないのは当然であり、むしろ契約締結時点で総額を記載することは不可能である。

また、本件委託契約仕様書に記されている排出量はあくまで想定量であり、前述のとおり単価契約の性質上、総排出量及びそれに基づく総費用額が業務完了時点で確定することを考えれば、契約締結時点で精算に関する方法を定める意味がなく、また、最終的な委託金額の総額は、作業完了時点の実績に応じて算出すれば事足りるものである。

続いて請求人の主張エについて検討すると、認定事実(4)②ウで確認したように、フルトレーラー車については連結された二つのコンテナが別々に計量されるため、1回の運行に対して 2 枚の計量票が発行されていた。このことについて、当時の運行実績が確認できる廃棄物処理管理票及び計量票（認定事実(5)エ）をサン

プリング調査したところ、フルトレーラー車の運行1回当たりの運搬量が25tダンプ車の運搬量より多かったことが確認できた。なお、廃棄物はその種類によって比重が異なるため、必ずしも運搬容量と運搬重量は比例しない。このため、例えば積載容量については10tコンテナ車より25tダンプ車の方が大きくても、運搬重量については10tコンテナ車の方が大きいということはある現象である。したがって、車両の種類と運搬重量との間で逆転現象が起きていたとしても、それだけで単価設定に矛盾があったとは言えない。

最後に請求人の主張オについて検討すると、そもそも本件事案において取り扱われた廃棄物は、環境清美工場において処理が困難となった一般廃棄物であり、そのことについては認定事実(4)②アで確認した本件委託契約書にも明記されている。さらに、「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」(認定事実(3)エ)を見ても、同協定に基づいて取り扱われる廃棄物が、必ずしも災害の発生により生じた廃棄物に限らないことが記されている。したがって、本件委託契約において災害廃棄物であることを前提とした単価設定を行う必要はない。

また、車種別の単価設定としたことについては、認定事実(4)②エで確認したように、本件事案における運搬業務を円滑に遂行するためには、各受入施設の条件に適合する車両や運転手等を計画的に配備することが重要な要件であった。このため、車種別・受入施設別の単価設定(認定事実(4)②ウ)としたことには必然性があり、合理的な選択であったと認められる。さらに本件委託契約の単価の設定については、認定事実(4)②イで確認したように、処分費(処理重量当たりの単価)、運搬費(車種別・運搬先別の単価)及び作業費(人件費、重機使用料、燃料費等ごとの単価)の3項目に分けて細かく設定されている。このような単価の設定方法については、業務の内容によって費用の算出根拠が異なることを考えれば、妥当なものであったと考えられる。

以上のことから、請求人の主張は失当であり、本件委託契約の締結に違法又は不当な点があったとは認められない。

### (3) 本件委託契約の履行確認の方法に違法又は不当な点があったか否かについての判断

請求人は、本件委託契約の履行確認がずさん極まりないとした上で、主に次のように主張している。

ア 重機や車両の使用に関する記録写真が一部しかなく、受託事業者が用意したものか市の所有するものかの判別ができない。

イ 重機の回送業務に関する記録写真がないため、同業務に関する履行確認ができない。

ウ 実際の廃棄物処理量と契約当初の想定量にかい離が見られるにもかかわらず業務完了に係る確認書において確認されておらず、精算処理もなされていない。

エ 最終的に支払われた委託料が受託事業者の請求のみに基づいて決定されている。

このような主張を踏まえ、監査委員は次のとおり判断した。

請求人の主張アについては、確かに委託契約の履行確認を行う上で、写真による記録が多ければ多いほどより確実な確認作業ができることは否定しない。しかし、認定事実(5)エで確認した廃棄物処理管理票及び計量票を点検すれば、使用された車両を特定することは可能である。このため、写真による記録がないからといって履行確認ができないとは言えず、また、現実問題として日々稼働している車両の全てを写真で記録することは、困難かつ不必要である。

請求人の主張イについては、認定事実(5)イ及びウで確認したように、市は、廃棄物の積込場所が主に市の施設であったことから、重機の回送業務や使用状況については容易に目視確認することができるとともに、市と受託事業者のそれぞれの責任の所在を明確にするため、市が所有又は賃借する重機を受託事業者を使用させることはなかったと主張している。現実的に考えて、廃棄物の積込場所は市職員の勤務場所であり、重機の回送状況については目視で十分確認できていたと考える。また、認定事実(5)ウで確認したように、認定事実(5)アの現場作業写真に記録されている重機の中に、市が所有又は賃借している重機は見当たらないことから、本件委託業務において使用された重機は受託事業者が用意したものと考えられる。

請求人の主張ウについては、そもそも単価契約が、最終的な購入量や処理量等を確定できない際に用いられる契約形態であることを考えれば、排出想定量と実際の処理量に差異があること自体が契約上の問題になるとは考えられない。このため、業務完了に係る確認書において量の差異について何らかの検討を行う必要はなく、そもそも当初契約額(総額)が存在しない以上、精算処理を行うこと自体が不可能である。

最後に請求人の主張エについては、認定事実(5)アで確認した令和3年9月30日付け支出負担行為書に業務完了に係る確認書が添付されており、同確認書の別紙である委託金額(内訳)には処理量や運搬回数等の

内訳が明記されている。このことから、最終的に支払われた委託料の内訳を項目別に確認することが可能である。また、同確認書に記載の委託料の妥当性については、認定事実(5)エにあるように、市は、廃棄物処理管理票及び計量票の全てを複数の市職員で手分けして照合作業を行ったと主張している。このことについては、現に市が保管している全ての廃棄物処理管理票及び計量票の中からサンプルを抽出し、区域外処理搬出実績表（車種別）及び支出負担行為書に添付されている委託金額（内訳）等との照合作業を行ったところ、全ての数字が整合していることが確認できた。したがって、本件委託契約に係る委託料の確認作業は適切に行われていたものと認められることから、その委託料の確定根拠が受託事業者の請求のみによるものと言うことはできない。

以上のことから、市が本件委託契約に関する確認作業を怠っていたとは考えられず、その履行確認の方法に違法又は不当な点があったとは認められない。

以上、(1)(2)(3)のとおり、本件住民監査請求には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

なお、請求人は、本件委託契約以外に区域外処理を委託した各自治体への処分費の支出、奈良市清美公社への運搬費の支出及び熱分解装置の点検整備補修費に係る支出についても不要なものであったと主張しているが、前述のとおり本件委託契約が違法又は不当でない以上、これらの支出についても必要なものであったと判断する。

(令和4年11月24日揭示済)

**奈良市監査委員告示第21号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年11月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
 同 中 本 勝  
 同 横 井 雄 一  
 同 藤 田 幸 代

教育総務課

監査結果公表日 令和3年12月28日（奈良市監査委員告示第17号）

措置結果通知日 令和4年11月11日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 市内に存する小学校をはじめとする各教育施設及び各保育施設から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託に関する契約について査閲したところ、その契約期間が令和3年6月1日から令和4年5月31日までという会計年度をまたいだ1年間となっており、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約が適用されていた。</p> <p>奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年奈良市条例第42号。以下「条例」という。）及び条例運用基準（以下「運用基準」という。）によれば、当該委託契約は、「容器包装廃棄物等の収集運搬処理処分」に関する役務として、条例第2条第2号に定める長期継続契約を締結することができる契約と認められる。しかし、その契約期間については、条例第2条第2号に複数年であることが要件と定められており、運用基準には3年から5年以内とされ</p>	<p>(1) 左記委託の令和4年度分の契約において、契約期間を令和4年6月1日から令和5年3月31日までとし、会計年度をまたがないよう改めました。</p> <p>今後も関係例規に基づき、適正に契約事務を行います。</p>



<p>ていることから、その点で所管課の取扱いは条例及び運用基準にそぐわないものとなっていた。</p> <p>所管課においては、適正に契約事務を行われたい。</p> <p>(2) 旧並松小学校の行政財産使用許可に伴う電気料金について、平成 29 年度から令和元年度まで請求していなかったため、当該電気料金を請求することとなった。当初は未収額全額を調定し、納入通知書を発行していたが、納入がなかったため催告を行ったところ、相手方から分納の申出があり分納誓約を受けたことから調定を取り消し、当該年度に分納の履行期限が到来する金額のみの調定を行い、納入通知書を発行していた。また、分納の承認について部長の決裁を受けていなかった。</p> <p>調定は、歳入を徴収しようとする場合において、内容を調査し、収入金額を決定する重要な行為であり、債権管理の前提となるものであることから、納入通知を行った後に分納する場合については、分納期限に合わせて調定額の変更を行うのではなく、未収額全額について調定を行われたい。また、分納を承認する際には、奈良市教育委員会事務専決規程（昭和 49 年奈良市教育委員会訓令甲第 3 号）第 3 条の規定に基づき、部長の決裁を受けられたい。</p>	<p>(2) 旧並松小学校の行政財産使用許可に伴う電気料金について、令和 4 年 1 月に未収額全額の調定を行いました。</p> <p>また、令和 4 年度における分納申出の承認の際に、奈良市教育委員会事務専決規程（昭和 49 年奈良市教育委員会訓令甲第 3 号）第 3 条の規定に基づき、部長決裁を受けるよう改めました。</p>
--	---

(令和 4 年 11 月 29 日掲示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第 54 号**

令和 5 年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

令和 4 年 11 月 18 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

令和 5 年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和 5・6 年度（令和 5 年度）において、奈良市企業局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札（見積り）に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札（見積り）に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者（市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、今回は基準年受付となり、令和 5・6 年度の 2 年間の有効期間となります。なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、追加年受付となり、令和 5 年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び令和 4 年 1 月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者
- (6) 直近2年分の財務諸表において、次の全てに該当する者でないこと。(市内に建設業法に基づく本店を有する者)
- ア 貸借対照表の流動資産合計から流動負債合計を差し引いた額がマイナスである者
- イ 貸借対照表の純資産合計がマイナスである者
- ウ 損益計算書の営業利益がマイナスである者
- エ 損益計算書の経常利益がマイナスである者
- (7) 次のいずれにも該当しない者
- ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 受付期間 令和5年1月4日(水)から令和5年1月25日(水)まで
- 3 申請方法 郵送での申請をしてください。郵送受付は令和5年1月25日(水)までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票(受付時)及び入札参加資格審査結果通知書(令和5年3月予定)を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。(2通それぞれに切手が必要です。)
- ※ 同受付票及び通知書(原本)は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。(切手が必要です。)
- 4 郵送先 〒630-8001  
奈良市法華寺町264番地1  
奈良市企業局 経営部 企業総務課 総務係
- 5 登録有効期間 (1) 市内業者・準市内業者 1年間(令和5年度)  
(2) 市外業者 2年間(令和5・6年度)
- 6 有資格者の決定  
資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。
- 7 その他留意事項
- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書(写し)は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、経営部企業総務課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)
- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。
- 8 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者  
 <市内業者>（市内に建設業法に基づく本店を有する者）（各証明書は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。）

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（市内本店用（奈良市企業局の様式））
  - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）  
 なお、令和3年度までは、送・配水管工事の格付けは経過措置として「土木一式工事」と「水道施設工事」の高い方の値を採用していましたが、令和4年度以降は「水道施設工事」の総合評定値に基づいて複数の発注区分に分けることとしています。
  - ③ 従業員名簿（第5号様式）
  - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
  - ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
  - ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号〔経營業務の管理責任者証明書〕（写し）
  - ⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号（1）又は（2）〔専任技術者一覧表・専任技術者証明書〕（写し）
  - ⑧ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
  - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
  - ⑩ 財務諸表（直近2年分）（写し）  
 ・個人 貸借対照表、損益計算書（経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第18～19号）  
 ・法人 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書（経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第15～17号）
  - ⑪ 納税証明書（写し）  
 ・個人 令和3・4年度分の市・県民税及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）  
 ・法人 令和3・4年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和4年度分が確定していない場合は、令和2・3年度分）及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
  - ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（個人業者のみで令和3・4年度分）
  - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和3年4月～令和4年8月分）
  - ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
  - ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
  - ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
  - ⑰ 誓約書
  - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）（各証明書は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）

間に審査基準日を有するもの)

- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2 年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
- ⑥ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑧ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
  - ・個人 令和 3・4 年度分の市・県民税及び令和 3・4 年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
  - ・法人 令和 3・4 年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和 4 年度分が確定していない場合は、令和 2・3 年度分）及び令和 3・4 年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和 3 年 4 月～令和 4 年 8 月分）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑭ 調査票及び登録がある ISO 等の登録証等の写し
- ⑮ 誓約書
- ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）（各証明書は、申請日以前 3 箇月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第 2 号様式（奈良市企業局の様式））
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2 年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
- ⑥ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
  - ・個人 （その 3）又は（その 3 の 2）様式及び令和 3・4 年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
  - ・法人 （その 3）又は（その 3 の 3）様式及び令和 3・4 年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑬ 調査票及び登録がある ISO 等の登録証等の写し
- ⑭ 誓約書
- ⑮ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不

要です。)

※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者 (建設コンサルタント登録規程による登録業者)
- 2 測量業者 (測量法 (昭和24年法律第188号) による登録業者)
- 3 建築設計業者 (建築士法 (昭和25年法律第202号) による登録業者)
- 4 地質調査業者 (地質調査業者登録規程による登録業者)
- 5 補償コンサルタント業者 (補償コンサルタント登録規程による登録業者)
- 6 その他 (1~5以外で調査業務等について営業する者)

<市内業者・準市内業者・市外業者共通> (各証明書は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第3号様式の1・第3号様式の2 (奈良市企業局の様式) )
- ② 業態調書 (業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。)
- ③ 技術職員名簿 (許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式)
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書 (写し)
- ⑤ 業務実績調書 (過去2年分) (任意様式)
- ⑥ 現況報告書 (建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。)
- ⑦ 財務諸表 (直近1年分) (写し) ※⑥の現況報告書に以下の内容が含まれている場合には提出の必要はありません。
  - ・個人 青色申告の場合：所得税確定申告書の写し、青色申告決算書 (貸借対照表、損益計算書) の写し  
 白色申告の場合：所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し  
 (所得税確定申告書の写しは、個人番号 (マイナンバー) の記載がないもの)
  - ・法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し
- ⑧ 営業所一覧表 (許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式)
- ⑨ 委任状 (原本) (支店等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
- ⑪ 納税証明書 (写し)
  - ・市内業者及び準市内業者
    - 個人 令和3・4年度分の市・県民税及び令和3・4年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
    - 法人 令和3・4年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において令和4年度分が確定していない場合は、令和2・3年度分) 及び令和3・4年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
  - ・市外業者
    - 所得税 (法人においては法人税) 及び固定資産税に係る納税証明書 (写し)
    - 個人 (その3) 又は (その3の2) 様式及び令和3・4年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
    - 法人 (その3) 又は (その3の3) 様式及び令和3・4年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
- ⑫ 国民健康保険料納付証明書 (写し) (市内個人業者のみで令和3・4年度分)
- ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ令和3年4月~令和4年8月分)
- ⑭ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑮ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑰ 誓約書
- ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不

要です。)

※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(令和4年11月18日揭示済)

### 奈良市企業局告示第55号

令和5・6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

令和4年11月18日

奈良市公営企業管理者 池田 修

令和5・6年度 奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5・6年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札・見積合せに参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札・見積合せに参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書(物品購入等)を提出してください。

#### 1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税(法人においては法人市民税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税(法人においては法人税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの
  - ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
  - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間 令和4年12月5日(月)から令和4年12月23日(金)まで

3 申請方法 別表第1の書類をクリアーホルダー(A4)に入れ、**郵送申請**でのみ受付けます。

※1 受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票(受付時)、入札参加資格審査結果通知書及び電子入札業者番号通知書(番号通知書は新規業者のみ)(令和5年3月予定)を送付しますので、住所・業者名・担当者名を明記し84円切手を貼り付けた返信用封筒を2通同封してください。(それぞれに切手が必要です。)

※2 同受付票(原本)、結果通知書(原本)、番号通知書は申請業者へ送付します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票(写し)及び結果通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。(切手が必要です。)

#### 4 郵送先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約課契約係

5 登録有効期間

2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

6 その他留意事項

- (1) 各証明書（写し）は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。
- (2) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。
- (3) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。
- (4) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (5) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

7 問い合わせ先

奈良市総務部契約課契約係 電話番号 0742-34-4743（ダイヤルイン）

奈良市企業局企業総務課総務係 電話番号 0742-34-5200（代表）

※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1

提出書類

書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1 入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2 入札参加資格審査申請調書 (第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3 業者情報及び販売高調書 (第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4 契約実績調書 (第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5 取扱メーカー調書 (第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6 資格(技術)者等調書 (第6号様式)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・認可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
7 委任状 (第7号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消してください。また、追加事項があれば追加してください。
8 商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
9 財務諸表の写し(直近2年度分)	○	○	法人の場合:貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し 個人の場合:①青色申告の場合:所得税確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し ②白色申告の場合:所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し ※所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
10 納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ■市・県民税…2年度分 (法人は法人市民税) ■固定資産税…2年度分 (奈良市課税分) *市外業者 ■個人…所得税 (その3又はその3の2) ■法人…法人税 (その3又はその3の3) ■固定資産税…2年度分 (奈良市課税分)	○	○	市内業者・準市内業者 令和3・4年度分の市・県民税(法人においては法人市民税)入札参加資格審査申請時において令和4年度分が確定していない場合は、令和2・3年度分)及び令和3・4年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)  市外業者 所得税(法人においては法人税)及び令和3・4年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
11 納付証明書(写し可) ■国民健康保険料…2年度分 (本市の国民健康保険料を賦課された者)		○	令和3・4年度分の国民健康保険料(国保年金課で証明)
12 調査票	○	○	
13 誓約書	○	○	
14 入札参加資格審査申請書受付票 (第8号様式)	○	○	あらかじめ、商号又は名称を記入しておいてください。
(注) ・○印は、必ず提出するもの。 ・△印は、必要な方が提出するもの。 ・提出書類は、クリアーホルダー(A4)に入れて提出してください。			



別紙第2及び別記様式省略

(令和4年11月18日揭示済)

## 教 育 委 員 会

### 奈良市教育委員会告示第17号

令和4年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

令和4年11月18日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和4年11月25日(金) 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 602会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 令和4年度12月補正予算要求について
- (2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について
- (3) 奈良市公民館条例の一部改正について
- (4) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(奈良市黒髪山キャンプフィールド)
- (5) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(上深川歴史民俗資料館)
- (6) 奈良市いじめ防止基本方針(改定案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施について
- (7) 市長専決処分の報告について

議事

議案第29号 令和5年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

議事第30号 奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について

議事第31号 大宮幼稚園、明治幼稚園、大安寺西幼稚園、旧佐紀幼稚園の用途廃止について

協議事項

- (1) 教員の資質能力の向上について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和4年11月18日揭示済)

## 農 業 委 員 会

### 奈良市農業委員会告示第14号

奈良市農業委員会令和4年12月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和4年11月30日

奈良市農業委員会 会長 巽 一 孝

1 日時

令和4年12月7日(水) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所北棟2階 202会議室

3 審議案件

- ・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法第4条に関する事業計画変更について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 水田利用転換届出について
- (7) 許可の取消しについて
- (8) 利用状況調査により非農地判断した農地の地目変更登記について
- (9) 知事許可について

(令和4年11月30日揭示済)